

令和3年第11回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 令和3年11月17日(水)
午後3時～午後3時48分
2. 開催場所 柏原市教育委員会室
3. 出席した委員
- | | |
|---------------|-----------|
| 教 育 長 | 新 子 寿 一 |
| 教 育 長 職 務 代 理 | 山 崎 裕 行 |
| 委 員 | 田 中 保 和 |
| 委 員 | 近 藤 温 子 |
| 委 員 | 西 村 弥 生 子 |
4. 出席した職員
- | | |
|-----------------|---------|
| 教 育 部 長 | 福 島 潔 |
| 教 育 監 | 中 平 好 美 |
| 教 育 総 務 課 長 | 栗 田 聖 子 |
| 社 会 教 育 課 長 | 北 西 浩 二 |
| 次 長 兼 文 化 財 課 長 | 寺 川 款 |
| ス ポ ー ツ 推 進 課 | 磯 部 賢 二 |

5. 議事案件

議案第39号 柏原市立青谷運動場条例の廃止の同意について

議案第40号 柏原市立青谷運動場条例施行規則の廃止について

6. 報告事項

7. 会議録の承認及び会議の要旨

新子教育長： ただ今より令和3年第11回定例教育委員会会議を開会します。本日の会議録署名委員は、近藤委員です。よろしくお願ひします。次に、事前に送付させていただいております会議録につきまして、ご意見等ございませんか。

委員全員： なし。

新子教育長： 会議録は承認することといたします。それでは、本日の議事に入っております。本日は議案が2件ございます。ご審議ご決定よろしくお願ひいたします。それでは、議案第39号について、スポーツ推進課磯部課長より説明をお願ひします。

議部課長： 議案第39号 柏原市立青谷運動場条例の廃止の同意についてでございます。

ご説明申し上げます。柏原市立青谷運動場条例を廃止する条例について、次のとおり制定することに同意するというようお願いしたいと思います。2ページをご覧ください。柏原市立青谷運動場条例を廃止する条例ということで制定し、この条例の施行日につきましては、第4回の市議会に諮り、ご同意議決をいただいた際には、令和4年1月1日から施行するというようにしております。ですので、青谷運動場につきましては、令和3年12月31日に廃止となるということで、お願いしたいと思います。ご同意のほど、よろしく申し上げます。

新子教育長： 12月議会ということですが、皆さんご存知のように、青谷運動場があのような状況ですので、今説明がありました。ご質問等ございましたら、お願いします。

委員全員： なし。

新子教育長： それでは、議案第39号については、原案通り承認としてよろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし

新子教育長： それでは、議案第39号柏原市立青谷運動場条例の廃止の同意については、原案の通り承認といたします。つづきまして議案第40号についてスポーツ推進課議部課長から説明をお願いします。

議部課長： 議案第40号柏原市立青谷運動場条例施行規則の廃止についてでございます。柏原市立青谷運動場条例施行規則を廃止する規則について、次のように制定する。柏原市立青谷運動場条例施行規則（平成21年教委規則第8号）は、廃止する。こちらにつきましても、先ほどの条例と同様で、条例廃止を議決いただいた際には、この規則も附帯規則としまして、令和4年1月1日をもって廃止するということとなります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

新子教育長： 施行規則の廃止ということで、ご質問よろしいでしょうか。

議部課長： お手元に置かせていただいております柏原市立青谷運動場の用地補償に関する覚書（案）を、お示しをさせていただいております。青谷付近の地図をお手元の資料としてお付けしております。条例の廃止については、ただ今ご審議を賜っておりますが、これに先立ちます部分といたしまして、この覚書をもって、青谷運動場条例を廃止する根拠とするということになります。覚書はこういう形で大和川河川事務所長、近畿地方整備局、国交省、こちらの方と本市の方の締結となることとございます。その中で特にお示しをさせていただきかかったのは、この2枚目の地図でして、黒い太線になっているところが覚書に対応する対象地域となっております。ほぼ、運動場の9割強が入っておる状況でございましたので、青谷運動場の目的ですが、これができなくなるということから、この条例を廃止するという経緯に至っておりますので、あらためて、お話をさせていただいております。面積は17,000㎡程度とお伺いしております。20,000㎡ぐらいでございましたので、8割5分から9割くらいということになります。

福島部長： 国がやる治水対策なので、まだ、方向性が決まっていないので、先になるのかと思いますけど。国もそこを整備をすると、上面は市でみてくれないかというのが、流れ

となるので、うちとしたら、グラウンドに限らず、いろんな方法があるのかなと思っています。国がどのようにしたら、一番有効に治水対策ができるかと考えられると思います。今のところは不透明ということです。

田中委員： この更衣室というところは入っていないのですか。

新子教育長： そこは、入っていないです。

磯部課長： 田中委員が言われたところの横が駐車場になっております。ここもエリア外になっており、市のままということです。この川端橋というところについては、ジェイテクトさんという工場があります。河内堅上駅からの通勤のルートにもなっているので、今のところ柏原市の状況のまま利用できると聞いております。

山崎委員： 自然災害だから仕方がないのですが、市民の皆さまが野球をしようという時に、青谷運動場がなくなると、これから後はどこが使えるのでしょうか。

磯部課長： 数年前に開設をいたしました堅下北スポーツ広場、こちらを第一番目にあげさせていただいております。こちらについては有料ですが、硬式野球まで対応できます。それ以外の軟式野球となってくると、80メートルくらい必要になってきますが、今の段階では、青谷運動場以外に、もともと大阪府の柏原東高等学校、こちらのグラウンドと体育館の一部のトイレを貸与しているところがございます。こちらは、単年契約の締結になっておりますので、毎年大阪府と協議の上で、締結をしていく形となっております。そこにつきましては、市民の皆さまにお使いいただいているということで、大阪府にも理解いただいているところで、貸出しできるところは貸出していくというように言われていますので、調整をはからせていただいた上で、できたら、長期間使用できるように調整をつけていきたいなと思っています。今のところはそういう形で、代替えとしては話をさせてもらっています。

新子教育長： それでは、議案第40号について、原案どおり承認してよろしいか。

委員全員： はい。

新子教育長： それでは、議案第40号柏原市立青谷運動場条例施行規則の廃止については、原案どおり承認することにいたします。

(寺川文化財課長から登録文化財について、北西社会教育課長から成人式について、福島部長から柏原市文化連盟創立50周年記念について報告)

以上で、第11回定例教育委員会会議を閉会いたします。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

柏原市教育委員